

令和5年余市町議会第3回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午後 3時32分

○招 集 年 月 日

令和5年9月14日（木曜日）

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 渡 邊 郁 尚
総 務 部 長 高 橋 伸 明
総 務 課 長 越 智 英 章
財 政 課 長 高 田 幸 樹
税 務 課 長 庄 木 淳 一
民 生 部 長 篠 原 道 憲
福 祉 課 長 大 平 直 規

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和5年9月14日（木曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三
余市町議会副議長 3番 岸 本 好 且
余市町議会議員 1番 山 本 正 行
" 2番 尾 森 加 奈 恵
" 4番 佐 藤 剛 司
" 5番 内 海 富 美 子
" 6番 庄 巖 龍
" 7番 中 井 寿 夫
" 8番 川 内 谷 幸 恵
" 9番 土 屋 美 奈 子
" 10番 伊 藤 正 明
" 11番 茅 根 英 昭
" 13番 ジャストミートあたる
" 14番 大 物 翔
" 15番 白 川 栄 美 子
" 16番 寺 田 進

子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 中 島 紀 孝
保 険 課 長 小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長 大 森 直 也
総 合 政 策 部 長 阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長 橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長 奈 良 論
商 工 観 光 課 長 原 田 孝 嗣
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
建 設 課 長 成 田 文 明
ま ち づ くり 計 画 課 長 北 島 貴 光
下 水 道 課 長 樋 口 正 人
水 道 課 長 紺 谷 友 之
会 計 管 理 者 （ 併 ） 会 計 課 長 須 貝 達 哉
農 業 委 員 会 事 務 局 長 濱 川 龍 一
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長 内 田 真 樹 子
社 会 教 育 課 長 中 島 豊
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 石 川 智 子
（ 併 ） 監 査 委 員 事 務 局 長

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 細 川 雄 哉
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 議案第 1 号 令和 5 年度余市町一
般会計補正予算（第 4 号）
- 第 4 議案第 2 号 令和 5 年度余市町介
護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 一般質問

開 会 午前 10 時 00 分

○議長（藤野博三君） ただいまから令和 5 年余市町議会第 3 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 16 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、齊藤町長は公務のため午前中欠席の旨届出がありましたので、これを許可したことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

議事の取扱い上、午後 1 時まで休憩します。

休憩 午前 10 時 01 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 8 件、認定 1 件、他に一般質問と議長の諸般報告です。

○議長（藤野博三君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 4 番、佐藤議員、議席番号 5 番、内海議員、議席番号 6 番、庄議員、以上のとおり指名いたします。

○議長（藤野博三君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○6 番（庄 巖龍君） 令和 5 年余市町議会第 3 回定例会開催に当たり、昨日午前 10 時より及び先ほど本会議休憩中に委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 7 名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 8 件、認定 1 件、一般質問 9 名によります 14 件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より 9 月 19 日までの 6 日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3、議案第 1 号 令和 5 年度余市町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 4、議案第 2 号 令和 5 年度余市町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 5、一般質問は、9 名による 14 件です。

日程第 6、議案第 3 号 余市町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第4号 余市町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、議案第5号 余市町下水道事業の設置等に関する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第6号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、議長を除く議員15名で構成する余市町下水道条例審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託することに決しました。

日程第10、議案第7号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、議長を除く議員15名で構成する余市町水道事業給水条例審査特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託することに決しました。

日程第11、議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、認定第1号 令和4年度余市町水道事業会計決算認定についてにつきましては、議長と議会選出の監査委員を除く議員14名で構成する令和4年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託するとともに、当該特別委員会に対しましては審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から19日までの6日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から19日までの6日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、会派役員の変更届がありましたので、ご報告いたします。9月11日付をもって明政会の会長に伊藤議員が、9月12日付をもって公明党の代表に寺田議員が就任しましたことをご報告申し上げます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によります令和4年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 日程第3、議案第1号 令和5年度余市町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第1号 令和5年度余市町一般会計補正予算（第4号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算につきましては、令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施いたします各種事業の追加、余市循環線運行費に係る補助金、国庫補助事業の採択を受けて実施するJR余市駅周辺の交通結節点基盤整備調査事業に係る関連経費のほか、道の駅再編整備事業に係る委託料の補正計上でございます。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金のほか、税制改正に伴う税基幹システム改修委託料の補正計上を行ったものであります。

民生費におきましては、過年度分の国庫負担金等の精算に伴う返還金の補正計上を行ったものであります。

衛生費におきましては、周産期医療支援事業に係る負担金、出産子育て応援事業に係る関連経費のほか、新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料の補正計上を行ったものであります。

土木費におきましては、余市港船揚げ場施設の修繕費、都市計画変更に係る委託料、申請件数の増加に伴う住宅取得等支援補助金の補正計上を行ったものであります。

教育費におきましては、旧今邸園に係る修繕費の補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入に

つきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額2億2,595万4,000円を既定予算に追加した予算総額は105億3,218万5,000円と相なった次第であります。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第4号）については、以下は担当課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高田幸樹君） 議案第1号 令和5年度余市町一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度余市町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,595万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億3,218万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。4ページをお願いします。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額7,671万7,000円、24節積立金7,671万7,000円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金11万円と余市町ふるさと応援寄附金基金積立金7,660万7,000円の補正計上でございます。

5目企画費、補正額2,197万1,000円につきましては、JR余市駅周辺の交通結節点機能等の検討に係る経費のほか、余市循環線運行に係る補助金の補正計上でございます。内訳といたしまして、7節報償費6万円につきましては、事業者選定審査会及び地域公共交通活性化協議会開催に係る有識者報償金の補正計上でございます。8節旅費2

万円につきましては、協議会等開催に係る費用弁償の補正計上でございます。12節委託料2,000万円につきましては、交通結節点基盤整備調査委託料の補正計上でございます。18節負担金補助及び交付金189万1,000円につきましては、余市循環線運行費補助金の補正計上でございます。

15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額7,010万円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の補正計上でございます。内訳といたしまして、3節職員手当40万円につきましては、中小企業エネルギー価格高騰対策支援事業に係る事務費の補正計上でございます。12節委託料6,350万円につきましては、中小企業エネルギー価格高騰対策支援事業委託料の補正計上でございます。18節負担金補助及び交付金620万円につきましては、私立学校エネルギー価格高騰対策支援事業助成金220万円と交通事業者エネルギー価格高騰対策支援事業助成金400万円の補正計上でございます。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、補正額199万1,000円、12節委託料199万1,000円につきましては、税制改正に伴います税基幹システム改修委託料の補正計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、6目心身障害者対策費、補正額560万6,000円、22節償還金利子及び割引料560万6,000円につきましては、過年度における障害児給付費に係る国庫及び道費負担金返還金の補正計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額335万8,000円、18節負担金補助及び交付金335万8,000円につきましては、周産期医療支援事業負担金の補正計上でございます。

2目母子保健費、補正額369万円につきましては、出産子育て応援事業に係る補正計上でございます。内訳といたしまして、1節報酬8万2,000円、11節役務費8,000円につきましては、事務費の補正計上でございます。18節負担金補助及び交付金

360万円につきましては、出産・子育て応援給付金の補正計上でございます。

3目予防費、補正額1,520万円、12節委託料1,520万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料の補正計上でございます。

7款商工費、1項商工費、6目道の駅管理運営費、補正額1,000万円、12節委託料1,000万円につきましては、道の駅敷地造成調査設計委託料の補正計上でございます。

8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費、補正額242万6,000円、10節需用費242万6,000円につきましては、余市港船揚げ場施設の修繕に係る補正計上でございます。

8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費、補正額249万7,000円、12節委託料249万7,000円につきましては、都市計画変更業務委託料の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。8款土木費、6項住宅費、2目住宅支援費、補正額1,107万8,000円、18節負担金補助及び交付金1,107万8,000円につきましては、申請件数の増加に伴います住宅取得等支援補助金の補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、7目文化財総務費、補正額132万円、10節需用費132万円につきましては、旧今邸園に係る修繕費の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、補正額1,520万円、1節保健衛生費国庫負担金1,520万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の補正計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額7,619万1,000円、1節総務費

国庫補助金7,619万1,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,619万1,000円と地域公共交通確保維持改善事業費補助金1,000万円の補正計上でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額244万5,000円、1節保健衛生費国庫補助金244万5,000円につきましては、出産・子育て応援交付金の補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、3目衛生費道補助金、補正額62万2,000円、1節保健衛生費道補助金62万2,000円につきましては、出産・子育て応援交付金の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額7,960万7,000円、1節総務費寄附金7,960万7,000円につきましては、4,073件の余市町ふるさと応援寄附金7,660万7,000円と1件の余市町まち・ひと・しごと創生推進プロジェクト応援寄附金300万円の補正計上でございます。

4目民生費寄附金、補正額11万円、1節民生費寄附金11万円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして長根節子様からの10万円と囲碁サークル様からの1万円の補正計上でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、4項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額807万8,000円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金807万8,000円につきましては、住宅取得等支援補助金に係る申請件数の増加に伴います繰入金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額4,370万1,000円、1節繰越金4,370万1,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

以上、議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○15番（白川栄美子君） ちょっと2点ほど伺います。

5ページの母子保健費の中で出産・子育て応援給付金に道と国からの支出金が出ておるのだけれども、内容というのは何に使ったかということと、それから6ページの住宅支援費、これは何件分だったのかということをお伺いいたします。

○子育て・健康推進課長（中島紀孝君） 15番、白川議員のご質問にご答弁申し上げます。

出産応援給付金に関しましては、令和5年10月から令和6年3月までの出産届出数に応じて1人当たり5万円を給付するもの、それから子育て応援給付金につきましては、出産された方に対して今後支出する見込みの給付金となっております。

○まちづくり計画課長（北島貴光君） 15番、白川議員のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

白川議員のご質問、今回の補正金額に対する何件ぐらいということかと思いますが、そちらにつきましては17件の補正予算という形で計上させていただいております。

○10番（伊藤正明君） 歳出部分での4ページの関係なのですが、そこに企画費の委託料2,000万円、交通結節点基盤整備調査委託料というふうに計上されておりますが、実は9月4日開催の総務産建常任委員会におきましてJR余市駅周辺における交通結節点の機能の在り方に関する検討についてということで政策推進課から資料と説明がございました。この件につきましては、遡ること約半月ぐらい前に、8月17日にホームページのほうにこの委託事業についてのアップがされておる事業でございます。この余市町の駅周辺の状況、つまり並行在来線廃止の問題につきましては

いろいろなことがある中で、町長においても苦渋の決断の中でバス転換について一応の了解をしたということが経緯となっておりますけれども、しかしながら民間ではまだ何とか余市小樽間の鉄路を残すことについて諦めているわけでもございませんし、そういった活動も続いているような状況でございます。そういった状況において、この事業の内容について果たしてこれでよいのかどうかということを含めて質問を常任委員会でさせていただきます。しかしながら、その入り口の段階でこれは補正予算に絡んでくる事業なので、事前審査となる嫌いがあることから、これ以上の説明はできないといったような旨の回答がその場でありました。当然常任委員会において補正予算に係るところまで触れてはならないということぐらい私も承知しているところであります。そうではなくて、質問したのはこの事業内容が果たしてこれでいいのかなのかといったようなことを質問しようとして、またしたのですが、明快な回答はなくて、補正予算、事前審査、この2つのワードによって私の質問に対して誠意ある回答がなかったというのが現状でございます。しかしながら、いろいろやり取りあったのですけれども、最低項目であるスケジュールだけはその場で説明されて終わりました。つまり私何を言いたいかといいますと、こういった非常に重要な案件、事業を進めるに当たって外部に委託することだというふうには、それは分かります。それについての説明、これは町民に対してこういった考え方でこういったふうに進んでいくよと。並行在来線の問題についてもいろいろあるけれども、余市町としてもこういう考え方で進めているので、ご理解いただきたいといったような、そういった真摯な態度が求められるにもかかわらず、その場で私に対する回答が非常に中途半端に、私に言わせると全くなっていなかった状況にあります。つまりそこまで拒否をされるのであれば、本日この補正予算の審議を

しているわけですから、総務産建常任委員会で話したように、補正予算に絡むので、この場では回答できないと発言をされたわけですから、そうであれば今般この場で私が常任委員会で説明を求めたものについて誠意ある回答があってもしかるべきではないですかということが私の質問です。よろしく申し上げます。

○議長（藤野博三君） 伊藤議員に申し上げます。

伊藤議員の発言の内容が常任委員会に及ぶことであり、今日は交通結節点基盤整備調査委託料の2,000万円の審議が中心でありますので、話を簡潔にこの2,000万円に関連した質問をしていただけたらと思いますので、2問目以降の質問はよろしくお願いいたします。

○政策推進課長（橋端良平君） 10番、伊藤議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

補正予算、企画費、委託料、交通結節点基盤整備調査委託料2,000万円でございますけれども、議員ご案内のとおり今現在整備中の北海道新幹線、これの札幌延伸に伴いまして函館本線の長万部小樽間がJRから経営分離される予定となっております。現在の予定といたしましては2030年というふうに言われてございます。そうした中、JRからの経営分離後につきましては当然バスを中心とした新たな公共交通ネットワークの構築、これに向けた検討が求められている現状でございます。こうした中、JR余市駅につきましては周辺地域間を結ぶ交通結節点となることが想定されているところでございます。そうしたことから、町といたしましてはJR余市駅周辺エリアにつきまして将来予測に基づく交通結節点機能及び拠点施設整備方針等の検討を、これを早急に行う必要があると認識しているところでございます。そして、その内容といたしましては、まず1つ目、余市町の公共交通の現状整理及び将来予測といたしまして、まず地域概況整理といたしまして地形、地勢、人口、主要施設の状況、道路交通基盤につ

いて、また地域公共交通の実態整理及び将来予測としてJR、バス、タクシー、自家用車、自転車及び歩行者など各種移動手段についてそれぞれの実態整理及び将来予測を行う必要があると考えているところでございます。また、住民及び観光客の移動実態、ニーズ把握等といたしまして、地域住民、観光客それぞれの行動特性、公共交通の利用状況及び満足度、バス利用時の特性、将来のバス等公共交通の利用意向の把握、さらにはこのエリアの土地、建物の権利関係の整理といたしまして、JR余市駅を中心とした周辺地域の土地、建物の所有者の情報整理、こういったことの調査が必要というふうに考えてございます。また、交通結節点としての課題整理と将来像の検討でございますけれども、既存のバス停留所の集約、バス転換時を見据えたバス停留所の配置、交通結節点整備工事等の開始に伴うタクシープール、バスレーン、バス停留所、自家用車停車場、駐輪場等の交通機能の移設など、また人口減少に伴うバス利用者の減少、公共交通を取り巻く環境の変化を見据えた整備手法などについて調査検討が必要だというふうに考えてございます。さらに、交通結節点としての拠点施設整備の在り方と配置すべき機能の検討といたしまして、このJR余市駅周辺エリアに配置すべき基本的な機能、さらには公共施設の複合化や民間参入、官民連携を視野に入れた施設整備手法について検討を行った上で、並行在来線バス転換を見据えた拠点施設整備計画、概略設計、工事等のスケジュールのシミュレーションとそれに基づくロードマップの作成まで進めていけたら幸いだというふうに考えているものでございます。

内容については以上でございます。

○10番（伊藤正明君） 今議長からご指摘ありましたとおり、本議会は補正予算に関わる部分の審議ということで、それについてはそのとおりだと私思っておりますけれども、ただ常任委員会にお

けるそういった発言等含めて、では補正予算の審議の場でそういったところの細かな部分までの説明があるのか、できるのかといったら多分できないと思うのです。それを求めているものではありません。ただ、この場で議長には今指摘されましたけれども、常任委員会の在り方について再度検討される中で、実り多い常任委員会にしていきたいということを含めて、私は本補正予算については賛成でございます。

もう一つ言うと、国の助成が1,000万円、一般財源から1,000万円、50%、50%の事業なのです。そういったことも含めて町民に対して真摯な態度で対応されるように切にお願いして、質問を終わります。

○14番（大物 翔君） 6ページの8款土木費の住宅取得の支援のことについて伺いたいのですけれども、資材高の中でこの制度を活用しようという方が増えてくださるというのはありがたいことなのですけれども、これをやっていくとだんだん対象となっている土地というのは徐々になくなってきているのかなというふうに感ずるところでございます。現状これを進めていった中で、当該地域の残っている土地というのは保留地、換地、それぞれあとどのぐらい残る見通しとなっているのか。そして、保留地の問題が改善していった場合に最終的にあの地域への町の関わり方というのをどういうふうにしていこうと考えていらっしゃるのか、併せて伺いたいと思います。

○まちづくり計画課長（北島貴光君） 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

大物議員のご質問、保留地と、あと換地の部分、今現在どのぐらい残っているかということかと思われま。まず、その部分につきましては、保留地につきましては12区画、換地の部分については区画の中で分筆等いろいろ動いたりしますので、正確な数字は言えないのですが、230程度あるかと思えます。この補助制度を使うことによってま

ほろば地区のほうが申込みのほうはかなり多くなってございますので、やはりその辺の換地の部分の解消、あと保留地の部分につきましては12区画残ってございますが、そのうち8区画が民間用でございますので、その辺につきましてもこの補助事業でどんどん解消していけばいいかなと期待しているところではございます。将来的にどのようになっていくかというところは、これからの申込みの状況ですとか、あとまほろば地区に実際どれだけ希望される方、用途地域の区域内であればこの制度使えるものですから、まほろば以外にも申請される方もございますので、その辺を見極めながら調査研究してまいりたいと考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和5年度余市町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第4、議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されました議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の内容につきましては、歳出において令和4年度の国、道支出金等の精算に係る返還金の補正を行うものでございます。

また、歳入につきましては、必要となる一般財源を繰越金に求め、収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,812万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,841万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。下段でございます。3、歳出、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額3,812万7,000円、22節償還金利子及び割引料3,812万7,000円につきましては、令和4年度における介護給付費及び地域支援事業費に係る国、道支出金等の精算による返還金の計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、

上段をご覧ください。2、歳入、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額3,812万7,000円、1節繰越金3,812万7,000円につきましては、必要となる一般財源について繰越金を計上したものでございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時55分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第5、一般質問を行います。

なお、発言時間は、質問、答弁を合わせ45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号2番、尾森議員の発言を許します。

○2番（尾森加奈恵君） 令和5年余市町議会第3回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問2件について質問いたします。答弁のほどよろしくお願いいたします。

以下、質問いたします。件名1、町立学校などの施設の老朽化について。町立の学校施設は、昭和47年から平成14年までの間に建設されており、全体的に老朽化が進んでいます。また、今年は平均気温が30度を超える真夏日が7月22日から44日間連続し、過去最高記録を更新しています。このような状況を踏まえ、子供たちの学びに大切な学校施設などの環境整備について以下質問します。

町立学校のクーラー設置について見解をお伺いします。

学校のトイレが臭くて使えずに、我慢する児童生徒がいると聞いています。改善策について見解をお伺いします。

温水プールが使えなくなったことによりプール授業の回数が減少したと伺っています。プールは学校施設ではありませんが、子供たちの授業にも影響が出る施設です。また、町民からも要望の強い施設だと思います。今後どのようにしていけるのか、見解をお伺いします。

件名2、相談窓口の利便性向上について。余市町には様々な相談窓口がありますが、どこに相談したらよいか分からない、相談窓口を探すことができないとの声があります。また、現在は年代や

環境により情報の取得方法が異なります。余市町は広報や回覧板などの紙媒体での情報提供が多いように感じますが、若い世代からは広報や回覧板は読まないとの声もありますし、ネットで検索したときにどこに相談したらよいかすぐに分かるようにしてほしい、余市町のライン公式で相談窓口の情報を分かりやすく提供してほしいとのご意見もあります。相談窓口の利便性向上への取組について、本町の姿勢と見解をお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の相談窓口の利便性向上に関する質問に答弁します。

議員ご指摘のとおり、年代や環境などにより情報の取得方法が異なることから、町民への情報提供に当たりましては当面の間ホームページやラインなどデジタル媒体と広報紙や回覧板などの紙媒体と併用した運用が必要と認識しています。今後におきましても町政に関する様々な情報をより分かりやすくお伝えするため、ホームページをはじめ、それぞれ紙面構成等について随時工夫、改善を行いながら、町民の皆様が迷わず相談窓口を訪れ、スムーズな課題解決が可能となるような取組を進めてまいります。

なお、教育委員会関係につきましては、教育長より答弁します。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の町立学校などの施設の老朽化についてのご質問に答弁申し上げます。

1点目の町立学校のクーラーの設置についてでございますが、全ての教室への整備を一度に進めるには相当の財源が必要となることから、冷房設備の効率的な整備や休業日の設定などについて、来年以降も猛暑が続くことを想定し、早急に検討してまいります。

2点目の学校のトイレについてでございますが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症に関わる臨時交付金を活用して洋式化を進め、このことにより学校全体で約7割の便器が洋式化された

ところでございます。臭気につきましては、現状を把握し、状況に応じ適切に対応してまいります。

次に、3点目の温水プールについてでございます。温水プールにつきましては、昭和56年7月の開設から令和3年4月の施設休止までの40年間、学校の水泳授業や介護予防の健康増進事業など町民に広く利用され、生涯スポーツの拠点施設として重要な役割を担っていたものと認識しているところでございますが、施設の新築には多額の事業費を要するため、今後全庁的な公共施設の在り方について協議が進められ、方向性が示されるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○2番（尾森加奈恵君） 再質問させていただきます。

まず、教育長に再質問させていただきたいのですが、クーラーについて全ての教室にクーラーを設置するには財源が必要だということですが、健康被害が発生しかねない状況について、今現在行っている対策ですとか今後行おうとしている対策がありましたら、教えていただきたいです。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

今年度、記録的な暑さでございました。そういった中で学校もいろいろ工夫を凝らして対応してきたところでございますが、まずは学校の施設、教室によって暑さが違います。最上階、高い階にある教室ほど温度が高いという状況もございました。そういった中で学校全体を見て、比較的室温が低い場所に移動して学習をするという対応をしてまいりました。また、体育の授業、これは国、道からの通達もあるのですが、高温のときは体育の授業、運動を控えるような対応をしたところでございます。あとは、民間の方のご協力をいただいて、氷を寄贈いただきました。それで、希望のある学校に氷を配付して、保健室に置くだとか、あとは大型の扇風機の前に置いて、少しでも冷風

が届くような形で対応してまいっております。そういった部分を今年度対応してきたところでございますが、答弁でも申し上げましたが、この暑さは今年限りではなくて、継続して続くということで私も考えております。そういった中で、今年度の状況を十分に検証した中で次年度以降の対応について早急に検討してまいりたいと考えております。

○2番（尾森加奈恵君） 教育長、ありがとうございます。

トイレについても再質問させていただきたいのですが、トイレについては適切に今後対応して下さるということでしたが、現状を把握するために例えば視察ですとか、何かそのようなことは常にされているのでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問でございます。トイレについてでございます。子供たち、衛生環境も含めて安心して学校生活を送ってもらうということは本当に重要なことです。トイレが臭いという苦情というか、ご意見については二、三寄せられていることは私どもも把握しております。ただ、その部分も一過性の問題で、和式のトイレに水が十分にたまってなくて、そこから臭気が上がるだとか、そういったことがございます。水漏れとか比較的大きな改修が必要なものがあるのですが、臭うとなればそういった事例が多いと考えております。そういった中で私も、すみません、今回のご質問、トイレに行けない子がいるということでしたので、これは大変な問題でありますので、すぐに全学校のほうにそういったお話があるということで周知はさせていただきます。あと、過去において苦情等があった学校、2校ほど小学校であるのですが、そこも私全トイレ回っております。そういった中では、比較的というか、私としてはそこまでの状況にはないのかなというふうに感じましたが、とはいえご質問をいただいたような事案もあ

るということで理解をしておりますので、今後そういったメンテナンスも含めてトイレの清潔な環境を維持するよう努力してまいります。

○2番（尾森加奈恵君） 教育長、ありがとうございます。

プールについても再質問させていただきたいのですが、温水プールの再開は今のところは難しいのかもしれませんが、子供たちの学びや体験の格差が生じる可能性というものがあると思いますが、そのようなことがないように今されている対応ですとか、今後このようにしようという何か案がありましたら、教えていただきたいです。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

プールについてでございます。先ほど答弁もさせていただきましたが、水泳授業等々に広く町民の方に使われていたということで、重要な施設だということで認識をしております。そういった中、プール授業につきましては今古平町のプールを使わせていただいております。古平町の教育委員会のご厚意を得て使わせていただいておりますが、それで現在、過去において、ご質問の中で回数も減ったということでご指摘を受けておりますが、実際に2回から3回プール授業があったものが今基本的には1回という回数でございます。それで、何とか増やせないかということは周辺のプールを広域的に使えないのかということも含めて今検討をしているところでございます。ただ、移動にバス代等もかかりますので、そこは町の財政当局とも対応について協議をさせていただきながら、教育の均等、公平性というお話もありましたので、そういうことをできるだけ避けるように努力してまいります。

○2番（尾森加奈恵君） 教育長、ありがとうございます。プール授業の回数を増やせないかと検討してくださっているとのこと、安心しました。よろしく申し上げます。

そして、町長にも再質問させていただきたいのですが、ライン公式についてなのですが、ライン公式は本当に便利で、特に若い世代からはライン公式、とても助かっているという声を聞きます。現在この余市町のライン公式の画面下に表示されるメニューボタン、リッチメニューを拝見すると、ボタンが6つあるのですけれども、うち4つがコロナワクチン関係のボタンです。このうち一つだけでも例えば相談窓口のボタンに変えていただくと、ボタンをタップすると相談窓口がまとまっているウェブサイトリンクするのですとか、すぐに相談窓口につながりやすくなると思いますが、そのような検討などは今後期待してもよいのでしょうか。お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ラインを活用した相談窓口なのですけれども、今DXの推進、全庁的に進めておまして、その中で、議員になられる前の質問でも出ている話なのですけれども、公式ラインを活用した総合窓口というのを今まさに構築しているところであります。10月ぐらいから運用できるよう今調整はしているところなのですけれども、オンラインでの申請だとかアンケートだとか公共施設の予約だとか、利便性を向上する手続を優先して使えるようにするというのをやっています。その中でも一つ相談窓口というのがあってもいいのではないかなというふうに思いますし、あとはデジタルの文脈でいいますと、ホームページに質問など、お問合せなどというところがあって、それを押してメッセージを書いたらうちの担当に届くようになっていきますけれども、それうちの担当は丹念に見ているので、その辺からやっていただいてもいいですし、いずれにせよ先ほども申し上げましたとおり、スムーズな相談窓口にたどり着けるようなことをやっていくように考えているところであります。

○2番（尾森加奈恵君） 町長、ありがとうございます。今10月からライン公式がより便利になるということで、町民としても本当にうれしいなと思っています。やはり相談窓口というのはあることが重要ではなくて、相談窓口があって、さらに使いやすいということが大切だと思いますので、今後も利便性の向上に取り組んでいただくようお願いしたいです。

以上です。

○議長（藤野博三君） 尾森議員の発言が終わりました。

発言順位2番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和5年第3回定例会に当たり、さきに通告済みの質問1件について答弁を求めます。よろしくをお願いします。

公共施設における冷房設備の設置強化について伺います。今年の7、8月は高温多湿で、北海道全体でも44日連続真夏日を記録するなど、まさに地球沸騰化の序章を思わせる酷暑が続きました。こうした状況の中、国も環境省などが中心となって気候変動適応法を4月に改正するなど対策の強化に乗り出しています。今回の質問の論点は、大きく3つあります。1つには、平時において熱中症アラート発出時など高温下を想定した公の施設の冷房設備の設置強化を通じて施設をクーリングシェルター化、暑さからの避難場所とし、必要に応じて住民が避難可能な環境を整備していくこと。2つには、平時の中でも学校、保育所など子供の長時間滞在が想定される箇所の冷房設備導入の強化を通じて、子供たちを熱から守る対策を施していくこと。3つには、高温環境下での災害発生、避難所開設を想定した冷房設備の導入強化を行うこととあります。今回のような事態が毎年必ず起きるものなのかどうかは判然とはしないものの、気象庁の気温差の統計などから推計するに高温な日の増加が今後も頻発していくという想定に

立ち、暑さから人々を守るために公共としても具体的な対応に着手していかざるを得ない状況であると考えております。そこで、現状確認を含めて、以下伺います。

1つ、公共施設をクーリングシェルター化するために冷房設備の導入強化を行う必要性について。

2つ、役場庁舎、図書館、学校、公民館、保育所など日常的に特に人の集まる場所での冷房設備の現状について。

3つ、指定避難所となっている公共施設の冷房設備の現状について。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁します。

1点目の公共施設における冷房設備の導入強化についてですが、冷房設備の必要性については認識しているところですが、一方では導入だけでなく、維持管理においても大きな財政支出を伴うことから、本町の財政状況も踏まえた上で検討していきます。

2点目の日常的に人の集まる場所での冷房設備の現状についてですが、現在エアコンが設置されているのは図書館の視聴覚室、保育所の年少組保育室と給食調理室、沢町小学校のパソコン教室、一部小学校の給食調理室となっています。

3点目の指定避難所となっている公共施設の冷房設備の現状についてですが、余市町地域防災計画において指定避難所として38か所を指定していて、そのうち冷房設備を導入している施設はありませんが、避難所における資機材用としてスポットクーラーを4台、また業務用扇風機を44台整備しています。

○14番（大物 翔君） 今年の夏はとにかく暑かったし、今も暑いです。必要性は認識されている、それは大変いいことです。ただ、維持費等々含めてなかなか簡単にはいかないのだという苦しい腹のうちも推察いたします。今冒頭でも申し上げま

したけれども、国が今年の4月に法改正をかけた。熱中症アラートというのはこれまで法的な位置づけがなかったのですけれども、これを使って人の安全を守っていこうというふうに国が動き出した。そういうふうにしていくということは、今後何か財源措置はないのかということでも環境省中心に確認をしてみましたところ、まだ概算要求の段階ではあるのですけれども、一応環境省としては予算要求はしていると。内容というのは、業務用の施設における省CO₂化熱中症対策等支援事業ということ、これ一部国交省との連携事業だそうなのですけれども、これ自治体も実は対象になるのだと。具体的にクーリングシェルターにこれ特化したものなのかというふうに尋ねたところ、環境省のほうからはクーリングシェルターの視点に特化した予算措置ではないと。ただ、補助事業については脱炭素や省エネの観点から空調設備の更新等のための事業で活用し得るメニューも考えていると。こうした事業の活用も視野に入れてご検討いただくことも可能かと思えますというふうに回答いただいています。まだ正式に予算成立は、当然来年にならなければ成立しないのですけれども、これを使っていくことができるとすれば、補助率が3分の1ですとか、あるいは上限1,000万円ないし4,000万円、いろいろメニューはあるのですけれども、こういうものをうまく使いながら、何かあったらここに逃げてきなさいという場所を指定してあげて、いざとなったらすぐ来られる体制にしていってあげるとというのが私は大切なのではないかなと考えるのです。確かに自賄いで全部お金を出すとなるときつと思うのですけれども、こういったものをどんどん活用していくのもありなのではないかなと考えますが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

大物議員も御存じかと思えますが、私の方針と

しては自賄いのできるだけ減らして、取れる補助金は全部取っていきこうという方針でやっていますので、使える補助金などがあれば積極的にもちろん活用していくつもりでありますし、公共施設のみならず役場庁舎もこの議場もクーラーないわけでありまして、熱中症になる職員とかも出たりもするぐらい暑くなってきていますので、その辺の強化は必要だというふうに認識しておるわけです。他方で、クーリングシェルターに関しては公共施設のみならず民間施設、常にエアコン入っていますから、そういうところも指定ができるわけなので、協定が必要だったりもしますけれども、そういう町内の様々な施設を活用しながら効率的にやっていくのが必要なのではないかなというふうに思っています。

○14番（大物 翔君） 2番目のほうに移っていくのですが、今庁舎もとても暑いと。職員の方も大変苦勞されていたと思うのですが、ここが機能不全に陥ったらそもそも大変なことになるので、私としては優先的にやっていただけたらなという気持ちは持っております。また、現状、特に今年のみに限った話ではないのですが、実際暑くなったときに皆さんどういふところに行かれているのかといいますと、やっぱり大型のスーパーですとかエアコンのあるところに買物ついでに多分行って、涼んでいらっしやると思うのですが、そういう状態になっているのもほぼ毎日のようにどこかしらで見かける現象なのです。かつてエアコンというのはぜいたく品のようなものから出発してきたような経過はあると思うのですが、現状はもはや命を守る必需品になりつつあると。そうであれば、そういうものを配備していくための計画というのを持っていたほうがいいのではないかなと。やりたいといったら私もあそこもここもなってしまうので、きっと優先順位はつけざるを得ないと思うのです。だから、こういうふうに整備していく

のだというロードマップみたいなのをつくって示していけばまた一つ、今すぐは改善できないのだけれどもということ町の方にとっても具体化して、見える形で示していくことできるのではないかなと感ずるのですが、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

これから新しく建つ施設にはもちろんエアコンはついているのが当然の話だと思いますので、既存の施設をどうするかという話ですけれども、全体の公共施設の見直しを今やっているわけですが、その中でいつまで使うかというような話もありますので、その中で議論していく、それはもちろんそれがメインの議論ではないけれども、残す中で話が出てくるものだというふうに思っています。

○14番（大物 翔君） 先ほどスポットクーラーの話も防災のところで持っていますという話で、実際に聞いたらあまりにも今年暑過ぎたので、保育所などに緊急で持って行って、試験的に活用されたという事例があったとは聞いているのです。実際に活用している現場の方に聞いたら、ないよりはいいと。それは間違いないと。ただ、あれ自体は結局移動式になっているものですから、いかにせん除湿効果もあるのだけれども、窓開けて排熱し続けなくてうまくいかないという部分があると。保育所などでいいますと、結局一番小さいお子さんがいる部屋のエアコンを動かして、廊下開けて、風を流して、スポットクーラー動かして、何とか暑さをしのいでいたという状況だったと。だから、特に体温調整が小さい子であれば苦手なものですから、こういう部分はちょっと急いであげたほうがいいのかと感じた次第なのですが、いかがでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

保育所へのクーラーの配備に関しては、昨年か

な、コロナの交付金使ってつけたわけですけども、今年はむしろそれだけでは足りないから、スポットクーラーを3台貸して設置しまして、一、二度は下がったということで、湿度は10%低下したというようなことは聞いています。いずれにせよ、暑い日が続いたら子供たちもかわいそうですし、体温調節機能もそんなに得意なわけではないから、その辺はもちろん何かある前にはきちんと温度管理はしなければならないという認識は私も共有しているところです。

○14番（大物 翔君） そうしましたら学校関係のほうに話移りたいのですけれども、先ほど学校のほうでも氷の提供受けたとか、できる限りの精いっぱいはやっていたのだらうなとは思っています。教室変えてみるだとか。ただ、一方で中学校の教室などで結局室温が35度に達してしまったり、逆に小学校のほうは班単位で扇風機当てたから、そこまで暑くなかったよという意見もあってみたり、どうしても学校、学校で持っている設備だとか建物も含めてですけども、現状によって随分対応が変わらざるを得なかったのかなというふうに思っているのです。学校も午前中で休業したり、あるいは気をつけながら全日程でやってみたり、対応はそれぞれだったかとは思っていますけれども、昔と違って長期休みがあるから何とか暑さしのげたよという時代ではもうなくなってしまっているものですから、確かに多額の予算はかかるかもしれないけれども、これもさっきの国の事業にうまく、教育行政のものが乗れるかどうかは分からないのですけれども、あれはあくまでクーリングシェルターの話だったから、あれなのですけれども、そういった形で何とか早めに導入していく算段はつけていかないと、結局子供たちの健康に関わってくるのかなと。別のまちのほうでは、あれは屋外でしたけれども、亡くなってしまう事例もあったものですから、やはりこれはちょっと急がれているのかなと思うのですが、教

育長、いかがでしょう。

○教育長（前坂伸也君） 14番、大物議員のご質問に答弁申し上げます。

学校の関係でございますが、子供たちが安全で安心して学べる環境をつくるということは大事なことで当然私も認識をしております。そういった中で、先ほど答弁もさせていただきましたが、学校でいろいろ工夫をされた。小学校、中学校の違いがありますが、学校の構造、あとは地域的な要因もあるのかなということで、私も一定程度押さえております。そういったことも含めてこの夏の状況を検証して、次年度以降の対応について、対策について検討してまいります。

○14番（大物 翔君） 分かりました。学校のほうはよろしくをお願いします。

次に、社会教育施設のほう、これ教育の話だったのでですけども、先ほど町長のほうにも似たような話は今しましたけれども、例えば図書館であれば1階の本たくさん置いているメインフロアではなくて、視聴覚室のほうにしか今冷房はないのだと。これは仕方がないことなのだけれども、ただ、人の行動と文化活動と暑さからの避難というのを組み合わせていこうと考えたら、実は公民館だとか福祉センターだとか図書館、こういったところに軸を持って、設置をしていってあげる。そして、ふだんはそこでうまくやり過ごしながら日常活動を支えていく。そういう人の生活の動線に着目した配備の優先順位のつくり方というのも一つ検討の余地があるのではないかなと感ずるのですが、いかがでしょう。

○教育長（前坂伸也君） 14番、大物議員の再度のご質問に答弁させていただきます。

社会教育施設の関係でございますが、おっしゃるとおりだと思います。やはり優先順位もそうですし、施設の利用形態等々考慮した中で整備を進めてまいらなければならないということで、今現在で断定的な話はできないのですが、学校と同じ

ような答弁なのですが、今年の状況を十分に検証して、以後の対応について検討してまいります。

○14番（大物 翔君） 分かりました。

そして、3つ目の避難所関係、これ防災絡みだったのですけれども、指定避難所となれば生活会館から始まって、福祉センター、公民館、あるいは学校とありとあらゆる場所が対象になり得てしまうので、こうやってやっていくと一体どれから先にやれというのだというふうに怒られてしまうかもしれないですけれども、ただそれはそれとして、現状防災設備のほうでスポットクーラーを一応持っていて、緊急時に使えるようにと準備はされていると。本当はエアコンをつけられたらベストなのですけれども、ほかのことも考えていくとなかなかそうもいかない実態もあるのかなど。では、スポットクーラーのほうの増設等については、今何か考えていらっしゃるでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

現状スポットクーラー4台で、増設の計画があるのかということなのですけれども、明示的にそれに特化した計画というのは私のところには上がってきていないですけれども、必要に応じて配備を適切化していくということだと思います。予算の執行の中でそれぞれ防災機材とかを購入しているわけなのですけれども、そういう中で必要に応じて購入したりするのではないかなというふうには思います。

○議長（藤野博三君） 14番、大物議員の発言が終わりました。

発言順位3番、議席番号15番、白川議員の発言を許します。

○15番（白川栄美子君） 令和5年第3回定例会に当たり、さきに通告の1件について質問いたします。

地域公共交通の考え方について伺います。地域

公共交通については、余市町地域公共交通活性化協議会のもとで進められてきました。今年度2か月間程度の郊外部における公共交通の実証運行が始まりますが、これまでの経過と運行するに当たっての考え方を伺います。

また、現在交通手段を確保するのに大変な交通弱者も増えており、病院に行っても帰りのバスが思うようにないことやバス停までが遠く、買物など不自由を来す方々の声も多く聞かれます。このような実態を捉えての地域公共交通と思いますが、どのように考えているか、見解を伺います。

以上1件、よろしく願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁します。

余市町の地域公共交通の在り方につきましては、余市町地域公共交通活性化協議会において協議、検討されており、平成29年の設置以来今日まで19回の協議会、さらには10回にわたる分科会が開催されています。この間各種アンケート調査等を実施し、公共交通に対する住民ニーズの把握に努めながら、令和2年には余市町地域公共交通網形成計画、令和4年にはこれを改定した余市町地域公共交通計画を策定し、令和4年4月より運行を開始している余市循環線の在り方をはじめ、交通弱者や公共交通空白地域も視野に入れた余市町にふさわしい地域公共交通体系の在り方について精力的に議論が交わされており、郊外部における公共交通についても当該計画にその必要性を明確に位置づけた上で鋭意検討を進めています。なお、実証運行については、町内の公共交通空白地域を栄、登方面、美園、山田方面、梅川、沢、豊丘方面の3方面に区分し、予約制により自宅と町内主要施設とを結ぶデマンド交通として、令和6年1月から2か月程度各方面週1回の運行を予定しています。この実証運行を行う中で、高齢者など交通弱者にどのような配慮が必要かも含め、住民ニーズを反映した運行形態やルートの設定、さらに

は公共交通としての持続可能性などもさらなる検討を進めています。

○15番（白川栄美子君） 今町長のほうから公共交通の実証運行についての説明をいただきました。私も産業建設常任委員会で配られた資料を基にしながらちょっと質問をさせていただきたいのですけれども、2か月間実証実験していくということでは、それ一本でやっていくのだという考えでいるのか、それともやっていきながら違う方法が見えたときにはそっちの方法も検討していきますよという考えを持っていらっしゃるのか。

それと、実証運行するに当たって今までアンケートとかも取ってきたと思うのですけれども、これはどういった方を対象にしてアンケートを取って参考にしてきたのかということと、それからアンケート取ってきたと思うのです。もし取っていないのならちょっとあれですけれども。そのほかに町民からの参考とする意見というものがある中で、こういうことを進めてきたのかということも伺っておきたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁します。

郊外部の交通に関しましては、先ほど答弁で申し上げたとおり、基本的にはデマンド交通を第一義的に考えておりますが、もちろん実証運行ですので、その間ほかの方式があればいいとは思いますが、基本的に例えば定期路線のようなことではやはり郊外部は成り立たないのではないのかというふうに思いますので、実証実験の、一義的には活性化協議会のほうでも議論されているとおりに、デマンド交通でやるということが主になるかと思えます。

また、アンケートについては、地域住民の方を対象に70件の回答があつて、そういう地域住民の方の声や町民のニーズも把握した上で活性化協議

会の中で話して決定していくということです。

○15番（白川栄美子君） 今後実証していく中でいろいろな課題が出てくると思うのです。そういった中では、今回3方面に分けて実証するのですけれども、あくまでもデマンドですから、自宅から施設までという形の中での送迎になるかなと思うのです。そういった中で、これは重要なことで、うまくいけばいいのかなというのは本当に考えております。ただ、一方では本当に求められていることは、高齢者の方がどんどん今後増えていきます。そういった中で本当に遠いところはこういう形の中で進めるのはいいと思うのですけれども、一般的に地元にいる、身近にいる高齢者の方が望むものは、要はバス路線の通っていないところにそういうのを走らせてくれたらいいのにと。なぜかという、今後の中で、それこそ今買物に行くときの手段がなかなか取れないという声が、それと介護制度では、障害者の制度もそうなのですけれども、買物するためのサービスはないのです。ヘルパーさんを使って、ヘルパーさんに買物してもらおうというのはあっても、自分が行って、要するに誰かについてきてもらって買物するという制度は全くないのです、これ。だから、今これから困ることはこの先本当に高齢者が、認知症がどんどん増えていくという中で、ボランティアも含めてお互いに支え合っていくという時代が来る中で、なぜこういうことが必要になってくるかという、やはり隣近所の人と一緒に買物ついていくよといったときに車ならいい。車でなくて、お互いにお年寄りがお年寄りを支えるときには近くのバス停がない遠く、例えば沢町、港町方面でいったらなかなか国道まで出てくるのに大変だという話がある。そういった中で、それこそ港町の交番のところに1つバス停があればいいねとか、それから神社通に1つあればいいねとかと、そういう中でバス停をどんどん通っていないところに増やしてもらおうというのがあると買物も行きやす

いし、またそれを毎日やれとは言わないという話も聞きました。週に2回でもいいと、それを。それがずっと決められていくと、要は今病院なんかも全部予約制ですから、それに合わせた中での予約をしてくることもできるのではないかと。だから、そういう形の中でバスを走らせてくれるといいのという声もあるのは現実なのです。そういう中で、本当にこれからは介護制度にもあまり頼ることはできないのです、実際に。だからこそお互いに協力し合った中で進めていかなければならないのが地域公共交通なのかなと思っていますし、またそういう部分では検討委員会だとか、こういう立派な方が公共交通の協議会の中に入れているのですけれども、そういったことというのは、この中ではこういう話が出ないのでしょうか。どうなのでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、地域の方々にアンケートを取った上で回答を得て、それも反映した中で協議会で話をしているので、もちろんそういう意見は入っているかと思いますが、今循環線の実証実験をやっていますけれども、そんなに乗っていないのです。乗車実績が令和4年度で1万7,310人ぐらいしか乗っていないので、それこそ郊外部に走らせるとなったら大幅な赤字が想定される想像が容易につくわけです。そういうのも踏まえて、実証運行では郊外部はデマンド交通という形になったのだというふうに思いますけれども、もちろん利便性の向上と、あとは私も各所で言いますが、扶助費がやたらと増えていっているという財政的な問題がありますので、その点のバランスを取るような政策を打っていかなければならないという中で、どういう公共交通が一番効率的で、赤字続きだったら持続可能性ないわけですから、持続可能性がある公共交通は何なのかというのを検証を踏まえて検討していくと

いうことというふうに思います。

○15番（白川栄美子君） 今循環線も走っていらっやいます。ただ、これも不満の意見があるのです。現に私も前段に書かせていただきましたけれども、協会病院まで行っても帰りのバスがないという、そういう状況も出てきたりということがあるから、結果的にバスに乗っても、そこまで行っても帰りがないから駄目だよねとって乗らない方もいらっやるといいます。だから、違う方法できっと行っているのだと思うのですけれども、これも乗り方によっては、町長最初にこれを考えたときにバスを乗り継いでいく方向がいいということで、そういうやり方もあるよという話も最初言われていたのですけれども、乗り継ぐまでに自分たちの足腰が大丈夫ならいいのだけれどもという話も言っている人もいます。そういった中で全てを拾うということは難しい、これは。全てを拾ってやるということは難しい。ただ、最低限バスの止まる場所をちょっと延ばしてもらって、いろいろなところで主要なところに、細くということでもないで、そういうところを、止める場所をまず増やしてほしいというのが声としてあるということは実際なのです。そういった中で、今後これを今実証、実証ですから、これは2か月間運行する中でいろいろな部分で不手際も出てくれば、これならまずいよということもききとって皆さん感じる部分も出てくると思うのです。そして、これが本当に今年度にそういう方向でいく予定と考えているのだらうと思うので、これあくまでも予約制であって、いろいろな制約があると思うのです、これ進めるに当たっては。料金の関係もあるだらうし、料金の関係は一般的にもお金かかって、ただでとは言わないよという話も聞きます、高齢者の方から。お金は取ってもいい、バス代取ってもいいのだと。ただ、利便性よく回してくれればいいという話を聞いているのですけれども、これはやるとして、利用できる方の年齢と

か、それから健康状態とかっていろいろあると思うのですけれども、決められたものってありますか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

郊外部における実証運行に関しては対象年齢とかはなくて、地域の人ということでやる予定で今想定しており、運賃に関しては条例に規定がまだないので、実証実験の間は取りあえず無料で実験してみようかという話の想定です。役場とか福祉センターとか駅とかの施設と利用者の自宅を運行するわけなので、デマンドのほうが利便性は高まるのではないかなというふうには思います。ただ、各日の時間が限られているから、そこに合わせて予定を組んでもらうという必要はあるかなというふうに思います。

○15番（白川栄美子君） いずれにしても、これを実証実験していくのですから、これはまず大いに進めて行っていただきたいと思いますし、この中で本当に高齢者の方が望むものがどんなものなのかということもこれを走らせることによって見えてくる部分ってきっとあると思うのです。そういった中では、本当に高齢者の方の声を吸い上げる。高齢者に限らず、障害の方も内部障害の方もいますし、また子育てで車を持っていない方もいらっしゃる。そういう方も全部それこそ網羅して、全部をすくうということにはならないと思いますけれども、ただ今後余市の人口の減少だとか、それから高齢者の増、いろいろな方のことを踏まえて考えたときに本当に見えた部分を改善していただきたいなど、そう思っておりますので、よろしくをお願いします。

また、今国土交通省のほうでも来年4月には、多分これいろいろな地域でやられて、それこそ成功している部分を恐らく対応策として実体験を踏まえて、それをまとめたものを出されてくると思うのです。そういった中で本当に、今公明党で国

交大臣やっていますけれども、大臣の頭の中にはお年寄りから子供まで誰もが行きたいときに行きたいところに容易に行くことのできる社会を実現したいと言われているのですけれども、本当にそれが実現できたらすばらしいのだけれども、こういうふうになるには本当に財源も必要だし、またこういうふうにせよということには国からの補助もないと大いに進めることはできないと思います。そういう部分では、本当にどんどん国としても考えていかなければならないこともたくさん出てくるかと思しますので、そういうときには、町長、本当に頭のいい方だし、国に補助求めることも上手ですので、どんどんそういうときになったときにはいろいろな方向性を使って国からの補助をいただきながらこういうバスの転換も考えていただければありがたいなと思しますので、最後に町長のご答弁いただいて、終わりたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

デマンド交通を含めた公共交通の在り方なのですけれども、やはり郊外部で人がなかなか多く乗らない場所、基本的にデマンド交通はタクシーの変則系だと思っていて、そういうところに住まれる方は自分でタクシー呼んで行ってくださいというのは基本だと思います。他方で、公共交通、政策上デマンドということで交付金を使って実証実験をするということのバランスをどこに置くかということだと思います。今後人口減少と高齢化が進んでいく中で、やはり広範囲な町だと行政機能が維持できなくなるのは目に見えていますので、その点、この論点とちょっと違ってきますけれども、まちづくりの論点と、あと公共交通の論点、非常に絡み合ってきますので、どういうまちづくりが一番持続可能性があるのかも含めて、この実証実験の行方を見守っていききたいというふうに思っています。

○議長（藤野博三君） 白川議員の発言が終わり

ました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言順位4番、議席番号16番、寺田議員の発言を許します。

○16番（寺田 進君） 令和5年第3回定例会に当たり、一般質問1件行います。

梅川霊園の現状と本町の今後の墓地運営について。余市町梅川霊園での町営斎場建て替え工事で令和元年の地滑り発生により工事が中断していましたが、令和4年5月に行われた町営斎場建て替えに係る説明会の中で、令和3年度に恒久対策工事を行い、地滑りに対する安全性を確保しましたと発表されました。地滑りと前後して霊園内の墓石が傾くなどの異常が見られ、修復工事を行うとされておりましたが、現在も傾いた墓石が見受けられます。町営墓地の今後の運営について伺います。

①、梅川霊園は現在696か所の区画がありますが、今後どのように運営されるのか、具体的な計画をお聞かせください。

②、令和2年第4回定例会の答弁で町営墓地全体で104か所の無縁墓地があり、潮見墓地が数年間未使用と答弁されました。近年の少子化による家族の変容、さらに価値観の多様化などで家族が先祖代々の墓を維持するという前提は崩れつつあります。余市町でも墓じまいや改葬が増加していると聞かれますが、今後町営墓地をどのように運営されるのか伺います。よろしくお願ひします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、寺田議員の質問に答弁します。

1点目の梅川霊園の今後の具体的な運営計画についてですが、令和3年度の地滑り対策工事によ

りのり面の安全性は確保しており、工事完了後も引き続き観測を行っていますが、墓石の大きな変異はないものと認識しています。地滑り対策工事の際に重機によって生じる振動等で倒壊するおそれのある墓石の所有者3件につきましては、2件の所有者は墓石の移転が完了し、1件の所有者は協議を進めています。梅川霊園の管理については、引き続き墓石を観測しながら所有者からの問合せには丁寧な対応に努めます。

2点目の町営墓地の運営についてですが、町外の方で墓を解体し、改葬する手続が増加傾向にあります。また、管理者不明な墓地については、継承する方や親族がいなくなり、管理ができなくなる墓が増加することも想定されます。今後における町営墓地の運営については、墓地台帳を適切に管理するとともに、無縁墓の管理や長年未使用となっている潮見墓地の管理についても実態把握に努めます。

○16番（寺田 進君） 1点目から伺います。

今後とも今の状況を見ながら梅川霊園については運営されるとおっしゃいましたが、私が見ている感じでは1件の墓石がかなりの傾きがあるのがそのままになっている感じがあるのとそのサイドのほうで下の部分が若干のずれを起こしたり、亀裂を起こしている部分があります。これは相手もあることですから、様々な時間がかかったりするのはある意味では仕方のないことかも分かりませんが、ただ、今の現状を見ていて、果たしてここに新しいお墓を建立されようとする人がいらっしゃるのかどうなのか。現実的に事故が起こったときから直近で分かる範囲で結構ですけれども、新しく梅川墓地にお墓を建てられた方は何件ぐらいいらっしゃるのでしょうか。お伺ひします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

梅川霊園の令和4年度に関してはゼロ件です。

返還については7件あったということです。

○16番(寺田 進君) これ住民感情と言うと変ですけれども、現実的にはある意味で一番新しい町営の墓地で、きれいさと言うと変ですけれども、整然と並んでいて、そういう意味では町営の中では使いやすい墓地だと思われますけれども、ただ残念ながら現状がそういう形になっているものですから、新しくではここに建てようかと思われる方もちょっと待てよと思われるのが率直なことだと思われます。そういった意味では、きちんと今の傾きを早めに直していただくこととその辺の安全性を含めたことを町民に伝えていく以外に要するに方法はないかと思われますので、その辺の対策をしっかりやっていただくこと、これをお願いしたいと思います。

続いて、2番目なのですが、町長もくしくもおっしゃいましたけれども、無縁墓地の整理等で今後検討していくとおっしゃいました。特に恐らく町外の方が、さっき梅川墓地でも7件の方が改葬されているというふうにお伺いしましたが、結局ほかの美園を含める各墓地でも町にはかなりの数の改葬の書類が出されているのではないかなというふうに思われます。その中で、やっぱり特に美園墓地、ここは恐らく歴史的にも古いと思われますし、昭和23年の墓地埋葬法ができる以前から使われていたと思われますので、ある意味ではどのような状況できているかというのは連続した資料がないと思われます。先ほどもお話ししましたが、墓じまいが多いとされる原因としては、遠くに家族が転出をして、墓参りが大変だとか高齢になったがために訪れることができないとか、あとお子さんがいらっしやなくて、継承ができないとか、あと価値観の変化、この辺も含めて、要するに変化が大きく今起きていると思われます。そういう意味では、子供に面倒をかけたくない、またさっき言った、子供がいない、独身で親族がいない、さらには葬儀、墓の費用の負担がで

きないという方もいらっしやるかも分かりません。そういった意味では死者の祭祀は、墓の維持管理は後継ぎを前提とした家、家族に委ねられてきた歴史がありますが、このことは様々な変化によって、人口増加しているときにはどんどん、どんどん墓地は増加してきまされたけれども、少子化の進展などによって人口減少に転じ、核家族化も進行する中、家族が先祖代々の墓を維持するという前提は崩れつつあると思われます。現実的に余市町内でも家族、親族に迷惑をかけられないという理由で改葬する方が年々増加しているとも聞かれます。その上で、先ほども言いました無縁墓地が増加する。そういう中で、特に北海道では少子高齢化が深刻で、札幌への人口一極集中と地方部の過疎化が進むということが起こる中で、先ほど町長も言われていました町内からよそのまちに墓じまいをして、お骨が出ていくということがますます増加することが予想されています。そういった意味で、北海道全体でも約30自治体で実は公営の合同墓が運用されております。余市町でも様々な流れからいって公営の合同墓、合祀墓ですか、名前は別として、導入を検討していくことが必要だと思われますが、考え方を伺いたいと思われます。

○町長(齊藤啓輔君) 16番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思われます。

合同墓の論点に関しては、何回か答弁させていただいていると思われますけれども、宗教界がありまして、そちらのほうで合同墓運営しているところもございますので、そこからの話ではもちろんそこで対応できている部分があるので、町として運営するということは今のところはないということを考えております。

○16番(寺田 進君) 確かに町長おっしゃったように、インターネットに接続してみますと、余市町には20か所の、1か所の民営の霊園と19か所の寺院が出てまいります。ここは、ちょっとこの内容が正解かどうかというのは何とも言えません

けれども、全て合祀墓ということになっております。そこにではどれだけ余力が……余力と言うと言葉悪いですね。今の現状がどういうふうになっていて、合祀墓というと私の認識では1つの大きな入れ物の中に複数のお骨がどんどん、どんどん入っていくということで、一回そこに入ると当然出すことができなくなるというふうな施設だというふうに思われます。そういった意味では、町長が各寺院のほうでそれを今やっていたいでいるのでとおっしゃいましたが、現実的にはあと、余力と言いますと言葉悪いのですけれども、普通の墓でいうとあと10基建てられますとか、あと何体可能ですとかということができると思われるのですが、その辺はオーバーフローするとかということはないのかどうなのか。その辺恐らくきつと無理かなと思われます。そういうことも含めて、今のうちから様々な無縁墓地等のことをやっておかないと、3年、5年でではなくなりましたからやりましょうというふうにはいかないと思うのです。そういった意味での検討をしていく価値があるのではないかなというふうに私は思いますが、その辺のことも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（藤野博三君） 寺田議員に申し上げます。

寺田議員の表題が町営墓地の運営に関してということでありますので、ここに民間の寺院、または民間のそういう合同墓と言われるものは町の範疇にちょっと入りませんので、そのことを加味した答弁になると思います。

○16番（寺田 進君） 今議長おっしゃいましたが、実は、墓地埋葬法です。第17条に、墓地または火葬場の管理者は毎月5日までにその前月中の埋葬または火葬の状況を墓地または火葬場所在地の市町村長に報告しなければならないとなっております。ということは、今の論理は成り立たないのではないかなと。きちんと管理されているのではないかなと思われるのですけれども、私はそこ、内情がどうなっているかではなくて、では報告が

どうなっているのかだけで結構ですから、お願いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、寺田議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

合同墓に関しては通告外なので、手元に資料がないので、答えられないのですけれども、先ほどの答弁は私前回の答弁の資料を基に、知識を基に答弁しているわけですけれども、合同墓に関しては宗教界があるというのと、やはりまだ墓地のほうに余力もありますので、町としてももちろん合同墓を運営するとなるとそれなりに財源もかかってきますし、維持管理もかかってきます。それに、先ほど来よく扶助費がやたらと増えるという話をしていますけれども、財政の圧迫がどんどん、どんどん増えていくわけです。それをやるだけのカードを切るかどうかというのはまた別の政策的判断になると思いますが、現在のところ宗教界との話、どれくらいのキャパシティがあるのかは今手元にないので、分かりませんが、その関係もあって、今現状では町として合同墓を持つことは考えていないということでございます。

○16番（寺田 進君） 通告外のことをお伺いしたみたいなので、誠に申し訳なかったのですが、現実的には、今町長おっしゃったように、様々なことが起こり得ますけれども、ただ、今のまま使用していない墓地をそのままにしておくのがいいのか、また百数か所に及ぶ、恐らくもっと増えていると思います、年数がたちましたので。無縁墓地があるのをそのままにしておけるのかという問題が、3年、5年では確かにそのままいけるかも分かりませんが、そのままずっといくことは不可能です、現実的に。だからこそ今こそ少しずつそういうことも検討していただくと町民も様々な不安から解消されるのではないかなというふうに思います。町長も、こんなこと言ったらあれですけれども、去年の10月に札幌の東区で実は、あそこは宗教法人の納骨堂が経営破綻をして、い

まだに解決しておりません。そういうことが起こるとかなんとかということよりも、それが起こったことによって実際住んでいらっしゃる余市町の町民がぜひ公営のそういった施設をつくってはいただけないのかなというお話があることも事実でありますので、その辺を踏まえて前向きな推進をお願いしたいというふうに思いまして、質問終わります。答弁はいいです。

○議長（藤野博三君） 寺田議員の発言が終わりました。

発言順位5番、議席番号1番、山本議員の発言を許します。

○1番（山本正行君） 令和5年第3回定例会においてさきに通告した一般質問1件であります。町長におかれては前向きな答弁をお願いしたい。

件名、西部地区の悪臭対策について。私は、令和4年第1回定例会において西部地区の悪臭対策について一度一般質問させていただいております。齊藤町長は、年6回悪臭物質の測定を実施するとともに、悪臭の発生時には原因の調査並びに改善指導を行っているところであり、来年度は一層の悪臭対策設備の改善を行う予定と伺っていると答弁がありました。あれから1年半がたちました。今年の夏も暑い日が続き、8月の選挙期間中も特に西部地区の住民からは悪臭に対する苦情を聞いております。以下、伺います。

1、改善指導を行っている内容について。

2、一層の悪臭対策設備の改善内容について伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 1番、山本議員の質問に答弁します。

1点目の改善指導を行っている内容についてですが、悪臭物質の測定結果、規制基準を超過した場合や町民からの悪臭についての苦情が寄せられたときには事業所に対し改善指導を行っており、業者から悪臭の原因及び解決策について回答をい

ただく形式で指導しております。

2点目の一層の悪臭対策設備の改善内容についてですが、これまで老朽化し、漏れた液が腐敗し、臭気の原因となっていた原料タンクの修繕や臭気を高温で加熱し、脱臭する臭気専焼炉を導入するなど改善をしており、令和5年度には外壁と屋根の張り替えを行い、臭気の漏れを防ぐための悪臭対策をしたとの報告を受けており、こうした設備改善の都度現場も確認しております。

○1番（山本正行君） 私の質問も淡泊でしたが、相変わらず町長の答弁も淡泊な回答で、なかなか私も再質問しやすい環境にいるなど。私今回この問題は1年半がたちましたと。1年半たったけれども、今町長から答弁のあったとおりに、確かに測定結果に基づいて業者さんとのやり取りもしているのだらうと思います。先に言っておきます。1番、2番合わせて一本でやりますので、よろしくをお願いします。さらに一層の悪臭対策設備の改善も、今答弁あったとおりに、タンクの修理や屋根の修理なども含めて設備の改善も行っているという答弁でありました。そういう内容からいきますと、悪臭防止法の体系を考えたら、法11条でまず悪臭の測定をするというふうになっております。これは、結果としては今の答弁からいくと測定を行って、その結果に基づいて業者とやり取りをしていると。さらに、現地の立入検査や報告を受けていると。これが法20条に該当します。それで、結果として法20条で立入検査をして、問題があれば法8条で改善勧告をするという流れになるのです。そして、そこで通常は丸く解決になると。それ以上いくと罰則規定が出てきますので、通常は改善勧告までいくかいかないか別にして、指導して解決に至るとというのが一般的でないかと。ところが、この1年半変わらないのです、臭いのは。そこをどうにか、私が再度今回出した大きな理由なのです。なぜかと申しますと、先ほど各議員から質問があったとおりに、今年の夏は特に暑いと。エアコ

ンがついていれば窓を開けなくてもいいと。ところが、あの暑さの中、40日間以上にわたって夏日があるという実態を考えたときに臭いが嫌で窓を閉める。熱中症にかかったらどうしますか。そういう心配まで出るような暑さであったのではないかなど。それを気持ちよく窓を開けて、日常生活を暮らせるような環境にしてもらいたいというのが今回の私の、毎回同じようなこと言って嫌だなと思われるかもしれませんが、地域の方にしてみれば非常に切迫した事情であると。

あともう一つ付け加えてお話をするとしますが、現実に町民から苦情があって、臭いときに担当課長は現場に行って、確認をして、そして指示をしているというふうに思いますが、それも相手方の業者にしてみれば役場の担当者が行って、指導をするということをする、やはり相手方も気をつけると思うのです。そういう指導もより一層強めてもらいたいというのがあります。法的な問題で私は今回この問題をとやかく言うという考えはありません。ただ、どうにかして臭い対策、要するには臭いが少し収まるような、そういうことをしてもらいたいということなのです、指導を強めて。それを町長に今回再度、ちょっと興奮ぎみで質問させてもらっていますが、そういう思いがあるということをおはやっぱり伝えたいのです。そんなことで、難しいことは言いません。まず、臭いが出たとき担当者はすぐ現場に行くと。そして、現場の状況を見極めて、もしかしたらシャッターが少し開いていて、そこから漏れたかも分からないと。そういう原因を調査して、今後そういうことがないように、そういう状態にしてもらいたいというのが私の思いなのです。だから、法的にこうだ、あれはこうだから罰則はどうだと、そういう問題ではなく、やっぱりそこで働く業者も余市町の企業ですので、いろいろな面で皆さんもお世話になっているし、私もそういう立場にありますので、企業だけを責めるわけではなく、そう

いう環境になっている特に西部地区の住民に住みよい環境を与えてもらいたいというのが私の今回の切なる願いですので、それに対して町長の考え、コメント、熱い思いを語っていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 1番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

山本議員のご自宅もあちらの方面に近いということで、熱い思いを聞かせていただいたところでございますけれども、もちろん臭気の対策については、これ課長が持っていたファイルですけれども、悪臭防止の件について何らかの基準値、メチルメルカプタンだったりを超えたとか、いろいろなのが来ていて、その原因と対策について企業のほうからきちんと来るといような体制になっており、原因を企業のほうでも検証して、きちんとこういう対策をしますというような報告を都度受けていることでございます。役場のほうとしても、先ほどの答弁になりますけれども、随時そういう指導をしているというところであります。企業のほうもこの資料を見たら様々な設備の改修に予算を自らつけておりまして、何千万円単位でつけているわけですが、そのようにできる限り周囲に臭気を漏らさないような対策をしているというのが見てとれるわけでございます。いずれにしましても、実際として苦情の件数としては令和3年度1件、令和4年度1件、町民からというふうに報告が上がってきておりますけれども、いずれにせよ今後も臭気の対策に関してはきちんと担当のほうでやっていくというところでございます。

○1番（山本正行君） 今町長から丁寧な答弁ありがとうございます。今令和3年度に1件しか苦情なかったという話だったのですが、町民が直接工場のほうに苦情を入れているのも結構あるのです、正直なところ。その辺も町と区会というか、地域との乖離が若干あるのかなというふうに思います。ただ、私の家はその地区から南西の風、南

の風、出し風が吹くと臭いのです。それを考えたときに、今度方向ちょっと変わると富沢方面のほうにも臭いが行くと。そういうことで、私は西部地区の悪臭対策という表現にしているのです。そんなことで、この問題はこれから私も任期4年間、特に問題がなければ進めていきたいと思っていますので、この問題は私のこれからの、より一層臭いが消えるようなことを願いながらの一番の対策として私も進めていきたいと思いますので、町長は再度私がまた興奮して意見を言ったら、また前向きな答弁を出してもらおうと、そういう繰り返しをさせてもらって、この解決をしていきたいということでもありますので、ぜひとももう一度熱い答弁をいただいて、終わりたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 1番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

答弁内容同じなのですけれども、臭気に関しては引き続き担当のほうでも随時指導を行っていくということでございます。

○議長（藤野博三君） 山本議員の発言が終わりました。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明15日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 3時32分

上記会議録は、細川書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三

余市町議会議員 4番 佐 藤 剛 司

余市町議会議員 5番 内 海 冨美子

余市町議会議員 6番 庄 巖 龍